

福 議 委 号
平成 2 9 年 8 月 3 0 日

福島町議会議長 溝 部 幸 基 様

総務教育常任委員会
委員長 川 村 明 雄

所管事務調査報告書の提出について

本委員会は、福島町議会定例会6月会議（平成29年6月20日）において決定した、休会中の所管事務調査を終えたので、会議条例第147条の規定により、下記のとおり報告する。

記

調査事件	4 福島町定住促進住宅基本設計及び建設用地取得について	5 福島町いじめの防止等に関する条例の制定について
調査期間	平成29年8月24日（1日間）	
出席委員	委員長 川 村 明 雄 委員 滝 川 明 子 委員 平 野 隆 雄	副委員長 木 村 隆 委員 佐 藤 孝 男 委員 溝 部 幸 基
欠席委員	な し	
委員外議員	議員 杉 村 志 朗 議員 熊 野 茂 夫	議員 熊 野 茂 夫
出席説明員	町 長 鳴 海 清 春 副町長 高 木 壽 総務課長 工 藤 泰 総務課参事 小 鹿 一 彦 総務課課長補佐 佐 藤 和 利 企画課長 住 吉 英 之	町 長 鳴 海 清 春 副町長 高 木 壽 教育長 前 田 勝 広 教育委員会事務局長 鎌 田 一 志 教育委員会事務局次長 西 田 真 弓
議会事務局職員	事務局長 阿 部 憲 一 臨時職員 平 野 文 子	次 長 鍋 谷 浩 行

[委員会意見]

調査事件 4 福島町定住促進住宅基本計画及び建設用地取得について

(平成 29 年 8 月 24 日調査)

本調査は、前回調査（平成 29 年 4 月 28 日開催）での説明（今後、段階を踏んで計画を進める）を受け継続調査とした福島町定住促進住宅基本計画、建設用地取得について、この度、委員会意見等を踏まえた用地取得等に係る町の基本的な考え方が示されたため、内容を調査したものであり、調査結果を以下のとおり報告する。

【論点とした調査項目及び意見】

1. 取得予定の用地について

前回調査の委員会意見として述べているとおり、当該用地についてはこれまでの経緯から購入せざるを得ないと思慮する。

しかし、資料にある取得予定価格は、所有者が業者に依頼し算出した不動産鑑定価格を根拠としているが、比較参考資料として示された公示価格は当該用地と地目が異なり、提示された予定価格が適正かを判断するのは困難である。

また、前回調査で指摘した公簿面積の齟齬についても、実測面積が示されたことにより大きく上回ることが明確となった。公募面積での資産税納付、過疎化が進行する状況下での土地・住宅の実情等を考慮すると、実測面積による土地の取得に当っては、購入価格をできるかぎり抑えなければ町民の理解を得ることは難しいと思慮する。町においては、これまでの経緯・実情を十分説明し、所有者に理解していただくよう、取得交渉されることを望む。

2. 定住促進住宅計画について

定住促進住宅計画の今後の予定では、平成 30 年度に基本計画を策定し、平成 31 年度に建設事業実施となっている。前回示された基本計画書では、事業費（建設単価）が地元の民間業者よりも高額となっており、事業費を抑制する再検討が必要と思慮する。若者定住対策の趣旨等に配慮し、地元建築業の若い後継者を策定委員としていることから、若者の意見を活用した事業展開も含めて慎重に対応されたい。

[委員会意見]

調査事件 5 福島町いじめの防止等に関する条例の制定について

(平成 29 年 8 月 24 日調査)

本調査は、国が平成 25 年 6 月に制定した「いじめ防止対策推進法」の中で、いじめの防止等対策に関し、基本方針の策定などを求める等、地方自治体の責務について明らかにされた。このたび町教育委員会から「福島町いじめの防止等に関する条例（案）」、「同条例の施行に関する規則（案）」、「福島町いじめ防止基本方針（素案）」が示されたことから、内容を調査したものであり、調査結果を以下のとおり報告する。

【論点とした調査項目及び意見】

1. 福島町いじめの防止等に関する条例の制定について

地方自治体での条例制定は必須ではないとのことだが、「学校いじめ防止基本方針」が策定を義務付けられていたことから、資料にもあるとおり各学校においてはすでに策定されている。法の趣旨に配慮した本来の順序は、町の条例、基本方針が作られ、その後、学校の方針が作られるものであり、今回示された条例等はまだ早い段階で取り組む必要があったと思慮する。

また、制定される条例は対象である子供を始め広く町民に知らしめる必要があると考えるが、示された条例（案）等は国や道、先行自治体を参考にして作られたためか非常に難解となっている。何時おきるかわからない「いじめ」に対応するため条例の制定を急ぎたいとする教育長の考えは理解するが、対象となる児童生徒、保護者、教員等へ配慮し、もっと分かりやすい福島町の状況に合った条例とすべきであり、周知方法と合わせて検討願いたい。

(1) 町における基本方針の策定と組織の設置について

条例（案）では、いじめへの対応のため複数の委員会等を設置するとしているが、類似の諮問機関があることから、人材確保の難しさ、有効的活用を加味し、既存組織の活用を検討すべきと思慮する。

(2) 重大事態への対処について

重大事態への対処については、基本指針（素案）に図が示されているが、事実調査・結果報告のみであり問題の解決については示されていない。

解決が最優先であり、そのアプローチが重要なことからその点についても検討されたい。